

スクールカウンセラー等活用事業に関する Q & A



文部科学省初等中等教育局児童生徒課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

スクールカウンセラー等活用事業に関するQ & A

- Q 1. 「スクールカウンセラー等活用事業」で、どのようなことを実施できますか。
- Q 2. 「スクールカウンセラー等活用事業」において、重点配置とは何ですか。
- Q 3. 「スクールカウンセラー等活用事業」を実施するには、どのような手続きが必要ですか。
- Q 4. 「スクールカウンセラー等活用事業」において任用するスクールカウンセラーの資格要件はありますか。
- Q 5. 「スクールカウンセラー等活用事業」を実施するに当たって、都道府県・指定都市教育委員会は、スクールカウンセラーの任用・配置以外に何を行う必要がありますか。
- Q 6. 「スクールカウンセラー等活用事業」において、災害時のスクールカウンセラー配置も可能ですか。

【参考資料】

参考 1. スクールカウンセラーの配置状況

参考 2. スクールカウンセラーの相談件数・相談内容



Q 1. 「スクールカウンセラー等活用事業」で、どのようなことを実施できますか。

A 1. 「スクールカウンセラー等活用事業」においては、

スクールカウンセラーによる児童生徒への心のケアに加えて、

- スクールカウンセラーに対して適切な指導や援助ができるスーパーバイザーの配置
- 教員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修
- 児童生徒の困難・ストレスへの対処方法等に資する教育プログラム
- スクールカウンセラーの専門性を向上させるための研修
- スクールカウンセラーの活用を効果的かつ円滑に実施するための情報交換や関係機関との連絡調整等を行う連絡協議会の開催

などを実施することができます。さらに、

- 電話相談
- S N S等を活用した相談体制整備
 - ・ S N S等を活用した双方向の文字情報等による相談
 - ・ 通報アプリ等を活用した一方向の文字情報等による相談

などを行うことも可能です。

補助対象経費なども含め具体的な内容につきましては、次のリンク又はQ Rコードから実施要領をご確認ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1328010.htm



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

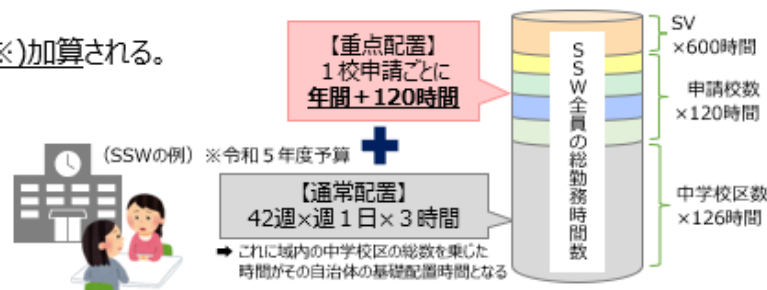
Q 2. 「スクールカウンセラー等活用事業」において、重点配置とは何ですか。

A 2. 貧困、虐待、いじめ、不登校等の課題を抱える児童生徒の早期発見・早期対応のため、特に必要な学校等に対して、スクールカウンセラーの配置時間を拡充するものです。

重点配置の考え方

重点配置を1校ごとに、SC・SSWの勤務時間が**年間120時間分(※)**加算される。

- ◆ 加算された時間で実際に何校対応するかは自治体の実情に応じて決めることができる。
- ◆ 通常配置のために雇用したスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの勤務日数や1日の勤務時間数を増やす形で、複数の重点配置の役割を担わせることも可能である。



重点配置のメニュー

◆ いずれの重点配置についても主たる配置の目的が趣旨に沿っていれば、それ以外の課題に対応することを妨げるものではない。

重点配置	いじめ 不登校	認知件数が過去最多を記録したいじめや相談件数に占める割合が最も高い不登校は、今やどの学校・どの児童生徒にも起こり得るものであることから、相対的にその件数が多いと推察される大規模中学校を中心に配置を充実し、不登校児童生徒の支援や未然防止・早期対応に向けた体制構築を図るもの。
	貧困	学校を窓口として、貧困家庭の子供等を早期の段階で生活支援や各種福祉制度につなげていくことができるよう、早期発見・早期対応の観点から子供の貧困対策の必要性が高い地域・学校等へ重点配置するもの。
	虐待	学校における児童虐待事案への対応を強化するため、学校において把握した児童虐待事案への早期かつ手厚い対応に向けた体制強化を図るとともに、早期発見・早期対応に向けた体制構築を図るもの。
より課題を抱える学校への配置		重点配置校のうち、より困難な課題への対応が必要な学校に対して、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携支援体制の強化を図るもの
教育支援センター		不登校児童生徒支援の中核としての機能強化が求められている教育支援センターにおいて、個々の不登校児童生徒の不登校に至った要因や背景を的確に把握し、適切な支援につなげることができるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の強化を図るもの。
スーパーバイザー(SV)		スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーに対して適切な指導・助言ができるスーパーバイザーを配置し、更なる専門的資質の向上を図るもの。 【SC：600時間加算、SSW：700時間加算】
オンライン活用拠点(週5配置)		オンラインによる広域的な支援体制の構築を図るもの。なお、電話・SNSによる相談との連携した支援体制の構築が望ましい。
週5配置(SCのみ)		様々な課題への対応のため、スクールカウンセラーの週5配置による支援体制の構築を図るもの。なお、基礎配置や重点配置と比較した効果検証を行うこと。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY·JAPAN

Q 3. 「スクールカウンセラー等活用事業」を実施するには、どのような手続きが必要ですか。

A 3. 本事業の実施主体である都道府県・指定都市教育委員会に対しては、必要書類の提出時期などに合わせてご連絡をしていますが、年間スケジュールは以下のとおりです。

	事業実施の前年度	事業実施年度	事業実施の翌年度
4月			○実績報告書の提出
5月		○（必要に応じて）事業計画書の再提出	●額の確定
6月			○配置実績、効果検証の結果等の調査・報告
7月		○交付申請書の提出 ●交付決定	
8月			○活用事例集の提出
9月			
10月		○執行状況調査の提出	
11月			
12月	○重点配置計画（案）の提出	●変更交付決定 ○概算払い	
1月			
2月	●重点配置計画の内示		
3月	○事業計画書の提出 ●交付内定	○事業報告書の提出	

○：都道府県・指定都市教育委員会、●：文部科学省



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

Q 4. 「スクールカウンセラー等活用事業」において任用するスクールカウンセラーの資格要件はありますか。

A 4. 「スクールカウンセラー等活用事業実施要領」において、スクールカウンセラーは次のいずれかに該当する者から、選考することとしています。

- 公認心理師
- 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
- 精神科医
- 児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者
- 都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者（※）

※ 都道府県・指定都市教育委員会においては、もとより、任用に当たって、公認心理師や臨床心理士も含め資格を有していることのみをもって判断するのではなく、面接等を通じ、候補者の学校現場での活動実績等についても十分に踏まえた上で、選考いただく必要があります。
また、その選考に当たっては、例えば、学校現場における心理支援の実務の実績を重視する「一般社団法人日本スクールカウンセリング推進協議会」の認定に係るガイダンスカウンセラーなどの心理及び学校教育に関して専門的な知識・経験を有する者の任用も考えられるところです。

なお、スクールカウンセラーを会計年度任用職員として任用するに当たっては、総務省が各都道府県知事等あてに発出した通知（例：令和6年12月27日付け総務省自治行政局公務員部長通知「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」）などを踏まえた対応が求められます。

【参考】会計年度任用職員制度等（総務省ホームページヘルプ）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/koumuin_seido/kaikeinendo_ninyou.html



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

Q 5. 「スクールカウンセラー等活用事業」を実施するに当たって、都道府県・指定都市教育委員会は、スクールカウンセラーの任用・配置以外に何を行う必要がありますか。

A 5. 都道府県・指定都市教育委員会においては、学校等においてスクールカウンセラーが適切に活動でき、児童生徒の安心した学校生活及び適切な地域環境が構築されるような支援体制を構築する必要があります。具体的な内容については以下のとおりです。

- (1) スクールカウンセラー活動指針等の策定
- (2) 域内の学校における不登校、いじめ等、災害等への対応
- (3) スクールカウンセラーの職務の理解促進
- (4) 関係機関との連携及び支援体制の構築
- (5) 地域・学校ごとの教育相談に関する情報の収集とスクールカウンセラーへの提供
- (6) スクールカウンセラーの研修の実施
- (7) 事業評価の実施

なお、都道府県・指定都市教育委員会においては、支援体制を構築するだけでなく、体制が機能しているか適切に把握し、学校等において課題が生じている場合は、担当指導主事及びスーパーバイザーを中心にその解決に向けて主体的に対応することが重要です。

【参照】

児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）

平成29年1月 教育相談等に関する調査研究協力者会議

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/07/27/1381051_2.pdf



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

Q 6. 「スクールカウンセラー等活用事業」において、災害時のスクールカウンセラー配置も可能ですか。

A 6. 被災した児童生徒等の心のケア等を行うため、スクールカウンセラーを学校等に緊急配置することも可能です。追加の予算措置については、別途担当者にご相談ください。

なお、実施要領 4（４）災害時緊急スクールカウンセラー活用事業については、災害ごとに文部科学省が別途通知した場合に限ります。

（過去の指定実績）H28熊本地震、R6能登半島地震

また、日常の健康観察やスクールカウンセラーの追加派遣を含めた災害時における子供の心のケアに関する学校・教育委員会や関係団体に係る流れを整理して、周知しています。

【参照】

令和 7 年 3 月 28 日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡

「災害発生時のスクールカウンセラーの派遣手続き等について（依頼）」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/20250416-app_dev04_1.pdf

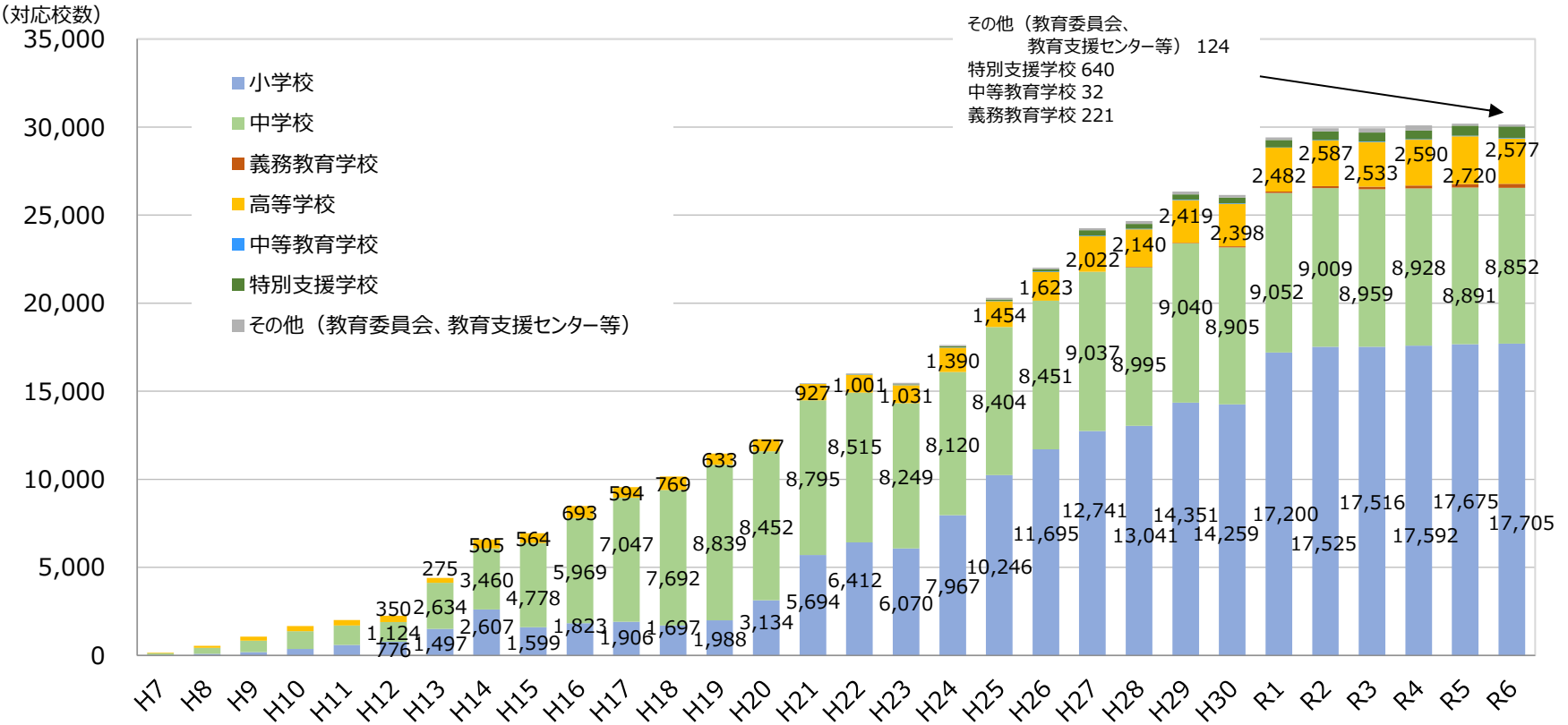


文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

参考 1. スクールカウンセラーの配置状況

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
予算額 (百万円)	8,561 の内数	3,892	4,113	4,024	4,527	4,559	4,569	4,738	4,866	5,278	5,581	5,889	6,085
SC実人数 (人)	6,263	7,065	7,344	8,129	8,471	8,782	8,995	9,210	9,539	9,948	10,255	10,678	11,158
対応学校等数 (校)	17,621	20,310	22,013	24,254	24,661	26,337	26,160	29,410	29,939	29,927	30,090	30,190	30,151



※ H 1 2 まで調査研究事業（委託事業）、H 1 3 から補助事業。
※ H 2 1 から、拠点校を定めず巡回して複数の学校を併せて担当する場合における巡回対象となる学校（巡回校）、必要に応じて派遣される学校（派遣校）の形態も可能としている。
※ H 2 1 ～ H 2 4 は、学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部として実施。 ※ H 2 3 ～ H 2 6 は緊急スクールカウンセラー等派遣事業の活用による配置を含んでいない。
※ H 2 7 は緊急スクールカウンセラー等派遣事業分（岩手県、宮城県、福島県、仙台市）を含む。
※ H 2 8 ～は、緊急スクールカウンセラー等活用事業の活用による配置を含む。
※ スクールカウンセラーの人数は、準ずる者も含む。

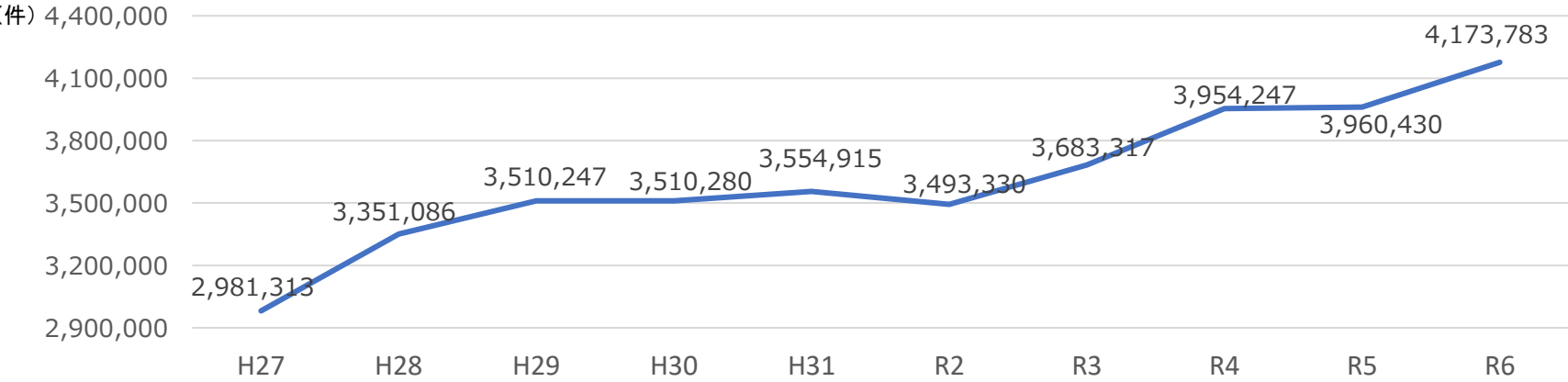
参考 2. スクールカウンセラーの相談件数・相談内容

■ 児童生徒等による相談件数

※ 1回の相談内容が複数項目に該当する場合は、主となる項目1つをカウントし、同一の者が複数回相談した場合には、相談した回数を全てカウント。

※ 児童生徒だけでなく、保護者や教職員からの相談も含む。「その他」には相談内容の区別が不明なものを含む。

※ 平成28年度以降は、緊急スクールカウンセラー等活用事業分（岩手県、宮城県、福島県）を含む。



■ 相談件数（令和 6 年度）の内訳

	件数 (件)	
①不登校	965,233	23.1%
②いじめ、暴力行為、非行等の問題行動	106,057	2.5%
③友人、教職員等との関係による課題（②を除く）	474,572	11.4%
④児童虐待	45,786	1.1%
⑤性的な被害	8,446	0.2%
⑥貧困による課題	3,746	0.1%
⑦ヤングケアラー	9,940	0.2%
⑧家庭環境（④～⑦を除く）	364,288	8.7%
⑨心身の健康・保健（②と④を除く。）	733,282	17.6%
⑩発達障害等	479,158	11.5%
⑪性的マイノリティ	7,768	0.2%
⑫学業・進路	289,537	6.9%
⑬その他の内容	685,970	16.4%
合計	4,173,783	

